

令和7年度 鋸南保育所入所のご案内



お問い合わせ先

鋸南町教育委員会 教育課 教育総務室

〒299-1908 鋸南町吉浜 516

TEL : 0470-55-2120

通常受付時間 : 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日祝日・年末年始除く)

1 子ども子育て支援制度

平成27年度より、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援制度」が始まりました。この制度は、すべての子どもたちが健やかに成長していくために、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援するためのものです。

【教育・保育の場】

幼稚園（鋸南幼稚園）

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設

保育所（鋸南保育所）

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設

認定こども園（鋸南町には該当施設はありません）

教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設

2 支給認定申請と保育所等の利用について

（1）支給認定申請とは

幼稚園、保育所などの利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受ける必要があります。次の3つの区分に応じて利用できる施設が決まります。

保育所等を利用するためには、2号または3号認定を受ける必要があります。

支給認定区分	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	保育を必要としない	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定 保育認定（満3歳以上）	保育を必要とする	保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定 保育認定（満3歳未満）		

（2）保育必要量

保育認定（2号・3号）を受けた場合は、保育認定を受けるための要件（2ページ参照）により、さらに「保育必要量」を認定します。保育必要量には「標準時間認定」と「短時間認定」の2つの区分があり、認定区分によって施設を利用できる時間や保育料が異なります。認定区分ごとの利用可能時間は下記の通りです。

保育標準時間認定・・・ 11時間保育利用

就労時間等 月120時間以上

保育短時間認定・・・ 8時間保育利用

就労時間等 月48時間以上

いずれの認定を受けた場合も、家庭ごとに保育の必要な時間に合わせた保育時間となりますので、必ず最長時間（11時間または8時間）のお預かりとなるものではありません。※詳しくは各施設へご確認ください。

(3) 保育所を利用できる人（保育の必要性の事由）

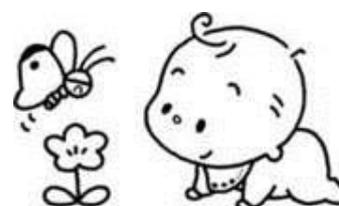
保育認定（2号・3号）を受けるためには、保護者に次のいずれかの事由があり、常時（月48時間以上の就労など）保育が必要な状態にあることが必要です。

保護者の状況		保育時間の認定	入所できる期間
① 就労	会社自宅を問わず月48時間以上就労している場合	就労時間による	就学前まで
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	標準時間	妊娠中、出産後おおむね3か月間
③ 疾病・障害	病気や障害がある場合	申請内容による	療育を必要としなくなるまで
④ 介護・看護	病人や障害者を看護・介護している場合	申請内容による	介護を必要としなくなるまで
⑤ 災害復旧	災害などの復旧にあたっている場合	標準時間	必要な期間
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	短時間	90日間
⑦ 就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	就学時間による	必要な期間
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間	必要な期間
⑨ 育児休業中	・子どもの発育上特に継続利用が必要であると認める場合。 ・すでに保育所に入所していて、保護者が育児休業に入った場合（施設に受入の余裕がある場合に限る）。	短時間	必要な期間
⑩ その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	必要な期間

(4) 鋸南町内の保育施設について

<定員70名> 受入年齢：生後90日～

施設名	住所	電話番号
鋸南保育所	鋸南町下佐久間 2481 番地	0470-55-0877



3 鋸南保育所の保育について

(1) 保育時間について

下記の利用時間の範囲内において、各家庭の実態に応じた利用となります。

保育標準時間認定を受けた人の保育時間

通常保育時間：月～土曜日の午前7時30分～午後6時30分

7:30		18:30	19:00
通常保育時間（11時間以内）			時間外 保育 （無料）

保育短時間認定を受けた人の保育時間

通常保育時間：月～土曜日の午前8時～午後4時

7:30	8:00	16:00	17:00	19:00
時間外 保育 （無料）	通常保育時間（8時間以内）		時間外 保育 （無料）	延長保育 （有料）

30円/30分間

時間外・延長保育

午前7時30分～午前8時・午後4時～午後7時

時間外保育及び延長保育を利用する場合には、保育利用申請が必要です。

時間外保育料：無料

延長保育料：30円/30分間（詳細はP10へ）

※保育短時間認定を受けた人が17時以降保育を利用した場合の保育料。

(2) 休所日について

毎週日曜日及び祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）がお休みです。

また、町長が特別認められた場合や気象警報発令等により臨時に休所となる場合があります。

4 鋸南保育所への入所申し込み方法について

(1) 提出書類

① 必要書類 (3・4については該当者のみ提出が必要な書類になります)

1	子どものための教育・保育給付認定申請書(兼現況届)(兼教育・保育施設等利用申込書)	押印(シャチハタ以外)を忘れずをお願いします。
2	保育の必要性を証明する書類 きょうだいで入所申込をされる場合、世帯で1通の提出で構いません。	保護者の状況により提出が必要な書類が変わります。 ※下記の表でご確認ください。
3	健康状況調査票 ※0歳児については、母子手帳の写しを添付願います。	新規入所申込の方のみ、提出が必要になります。 ※お子さんの年齢や状態によって、母子手帳の写しや診断書等の提出が必要な場合があります。
4	市町村民税課税証明書 (市町村民税所得割額がわかるもの) 必要な方は教育委員会よりご連絡させていただきます。	単身赴任等で鋸南町に住所がない方。または、令和6年1月2日以降に鋸南町に転入された方で、市区町村民税の情報が前住所在地に情報照会できなかった方。

② 保育の必要性を証明する書類

家庭の状況により、下記には記載のない書類の提出を求められることがありますのでご了承ください。

状 況	提出書類	備 考
就労(内定含) 育児休業中	就労証明書	必ず雇用主に記載していただけてください。
求 職	就労状況申告書	入所後、90日以内に就労証明書の提出が必要です。
自営業等 (農業・漁業等)		就労内容の記載があるもの。
妊娠・出産	母子手帳の写し	出産予定児童のもの。
疾病・障害	診断書 身体障害者手帳又は療育手帳の写し	診断書は、病名のほかにお子さんを保育できない期間や内容がわかるもの。
看護・介護	看護・介護を受ける方の診断書 介護保険証の写し	診断書は、看護・介護が必要である旨の記載があるもの。
災害復旧	被害証明書の写し又は申立書	被災概要やお子さんを保育できない期間がわかるもの。
就 学	在学証明書又は学生証等	令和7年3月に卒業予定の方は、4月以降の証明も提出してください。
育児休業中	就労証明書	育児休業期間が記載されているもの。
虐待・DV・その他	教育委員会へご相談ください。	

(2) 令和7年4月1日からの入所の申し込み（年度途中入所を含む）

下記日程において入所申請の受付を行います。緊急の場合は教育委員会（TEL：55-2120）へご相談ください。

原則は、各月の1日からの入所です。

《町内保育施設等入所申請受付日程》

入所を希望する月日	令和7年4月1日	令和7年5月から 令和8年3月まで
受付期間	<u>令和7年1月24日</u>	随時 ※入所希望月の前月15日が 申請締切です。
申込書類 設置場所	鋸南町教育委員会、すこやか、税務住民課	
申込先	鋸南町教育委員会 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分	

(3) 市町村をまたがる保育所等の入所（管外保育）申込みについて

保護者の勤務地の都合や近い将来に引っ越す予定がある、里帰り出産をするなどの理由により、市町村をまたがる保育所等の入所を希望する場合には、下記のとおり申込みを行ってください。

① 鋸南町の住民の方が他市町村の保育所等に入所を希望する場合

申請は、鋸南町教育委員会教育課にて行ってください。

なお、申込みを行う前に①希望保育所等の空き状況②必要書類③申込期限などを事前に希望保育所等のある市町村へ問い合わせをしてから申込みをお願いします。（申込期限や必要書類については、希望保育所等のある市町村の定めとなりとなりますので、ご注意ください。※様式は鋸南町の様式になります。）

② 他市町村の住民の方が鋸南町の保育所等に入所を希望する場合

申込期限や必要書類については鋸南町が定めるものとなりますが、実施の申込みは、住所地の担当課で行ってください。空き状況や必要書類の確認などについては、住所地の担当課へ申請する前に鋸南町教育委員会教育課へお問い合わせください。

※鋸南町へ転入予定の方は、鋸南町へ転入後あらためて入園申込みが必要となります。

(4) 継続入所の申込みについて

入所当初に就学前までの入所承諾が通知された場合でも、年度の切り替え時は、再度申込みが必要となります。



5 入所申込手続きの流れ

(1) 4月1日利用の際の手続きの流れ

※入所申込に必要な書類は4ページをご確認ください。

① 教育・保育給付認定申請兼入所申込

受付期間中に申請書類を教育委員会へ提出

※申込順に入所決定されるわけではありません。



② 書類の審査・利用調整

提出書類の審査及び利用調整を行います。

提出書類に不明な点がある場合は、電話などで状況を確認させていただきます。



入所保留となった方

保育所に空きがなく入所できなかった場合は、入所を保留する旨の通知を郵送します。
欠員などにより、入所ができるようになった時点で教育委員会からご連絡いたします。



③ 教育・保育給付認定入所決定

認定され、入所が決定したお子さんへ支給認定証及び入所承諾書を送付します。

※その後、保育所にて入所説明会があります。



④ 利用者負担額（保育料）決定通知書

利用者負担額（保育料）決定通知書は、保育所からの配布、または郵送により送付いたします。



⑤ 入所

入所当初はお子さんの状態により、通常よりも短い時間での保育（ならし保育）が必要になる場合があります。

産後休暇明けや育児休暇明けで入所される場合はご注意ください。

6 入所決定後について

(1) 入所決定後の留意事項

世帯の状況や仕事など、届け出ている内容について変更が生じた場合、届出が必要になります。

理 由	提 出 書 類
仕事（勤務先等）が変わる	異動報告書及び証明書類 (就労証明書や母子手帳の写し等)
就労中の妊娠	
町内の住所変更	
保護者又は児童の姓の変更	
支給認定保護者の変更	
世帯状況の変更（婚姻・離婚等）	
町民税に変更があった	
町外へ転出する	退所届
保育所を退所する	
別の保育所に変更する	

※ その他、家庭状況などに変更があった場合は届出願います。

(2) 給食について

乳幼児期の食事は、健康な体づくりや味覚の形成だけでなく、楽しい食事しながら好ましい食習慣の基礎を築くという大きな意味を持っています。保育所の給食は、年齢の発達と特性に応じて食事を提供いたしますが、さらに給食を通じて、望ましい食習慣の形成や食事についての正しい理解、衛生についての知識を得るなど、保育の上でも大きな柱となっています。

【給食の基本形態】

0歳児・・・調乳、離乳食

1～5歳児・・・通常食、アレルギー除去食

※アレルギー除去食について

医師の診断によりアレルギー除去食を提供します。入所決定後に保育所へご相談下さい。

(3) 給食費の無償化について

鋸南町では、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援することを目的に町内の教育・保育施設に通っているお子さんの給食費の無償化を実施しています。
(鋸南町に住民登録している方が対象となります。)

無償化には年度ごとに申請が必要になります。申請時期になりましたら教育委員会から申請方法等をお知らせします。

《鋸南保育所給食費》※無償化前

0歳～2歳児・・・月額 7,600円

3歳～5歳児・・・月額 5,000円



7 保育料について（3歳児以上クラスのお子さんは無料です）

（1）保育料の決定方法

お子さんの年齢、保護者の町民税所得割額により保育料を決定します。

修正申告等により、税額に変更があった場合は当該年度に限り保育料等を見直しする場合があります。

また、算定対象期間に保護者が海外に在住等であった場合は、算定対象期間における収入額の証明できる書類をご提出いただき、それを基に、住民税額相当額を算出し保育料を決定します。

保育利用月	保育料を算定するための 税額における対象年度
令和7年4月～令和7年8月分	令和6年度町民税所得割額 (令和5年中の収入から計算される税額)
令和7年9月～令和8年3月分	令和7年度町民税所得割額 (令和6年中の収入から計算される税額)

（2）2号（保育利用）認定のお子さんの保育料の無償化

3歳児以上のクラスのお子さん（4月1日時点で3歳以上）の保育料は無料です。

※年度の途中に年齢が上がっても、4月1日時点の年齢の区分となります。

（3）令和7年度保育料表

階層 区分	父母の町民税所得割の合算に より算定される階層区分	月額保育料（0～2歳児）			
		第1子		第2子 (多子軽減該当世帯)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	所得割 48,600円未満	8,470円	8,200円	4,230円	4,100円
4	所得割 97,000円未満	17,150円	16,730円	8,570円	8,360円
5	所得割 169,000円未満	31,920円	31,250円	15,960円	15,620円
6	所得割 301,000円未満	45,500円	44,600円	22,750円	22,300円
7	所得割 397,000円未満	58,900円	57,770円	29,450円	28,880円
8	所得割 397,000円以上	58,900円	57,770円	29,450円	28,880円

※町民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額です。

(4) 保育料の軽減・免除について

①生活保護世帯及び町民税非課税世帯

生活保護世帯及び町民税非課税世帯のお子さんは保育料が無料になります。

②多子世帯の軽減（市町村民税額 所得割 57,700 円未満の世帯）

第3階層から第4階層の一部（所得割 57,700 円未満）の世帯では、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

③多子世帯の軽減（市町村民税額 所得割 57,700 円以上の世帯）

第3階層から第8階層までの世帯で、保育施設及び幼稚園を利用しているきょうだいがいる場合、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

④ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯の軽減

ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯で、第3階層から第4階層の一部（所得割 77,101 円未満）の世帯は下記の表から保育料を算定します。

第2子目以降のお子さんの保育料は無料になります。

階層 区分	父母の町民税所得割の合算に より算定される階層区分	月額保育料（0～2歳児）	
		標準時間	短時間
3	所得割 48,600 円未満	3,730 円	3,600 円
4	所得割 77,101 円未満	8,570 円	8,360 円

(5) 保育料の納付方法

保育料は、原則金融機関での口座振替により納付してください。

口座振替ができない場合は、配布される納付書により、金融機関・鋸南町役場・鋸南町教育委員会にてお支払いください。

なお、納付期限（口座振替日）は、毎月末です。

(6) 口座振替の手続き

口座振替をご希望の方は、下記金融機関の窓口にて届出を行ってください。

また、町外の窓口で申請される場合、事前に鋸南町役場又は鋸南町教育委員会にて「鋸南町口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」を取得願います。

なお、手続きが済んでから口座振替が開始されるまで1ヶ月ほどかかります。口座振替が開始されるまでの間は、納付書によりお支払いください。

《取扱金融機関》

千葉銀行、京葉銀行、館山信用金庫、安房農業協同組合

※こちらに記載のない金融機関は指定できませんのでご了承ください。

(7) 延長保育料について

保育短時間認定を受けた人が 17 時以降保育を利用した場合の保育料である延長保育料は 30 分につき 30 円です。(無償化の対象外です)

延長保育料は、1 月ごとに当該月の延長保育の利用時間(分)を合計し、30 分単価を乗じて算定します。(30 分以上の端数は切り上げて計算します。)

なお、第 1 階層と第 2 階層の方は無料です。

(8) 保育料以外にかかる費用について

日本スポーツ振興センター災害共済掛金等、別途かかる費用については随時お知らせいたします。

8 保育施設の退所(保育の利用の解除)について

保育施設の退所については、おおむね 15 日までに鋸南町教育委員会へ退所届を提出してください。なお、原則月末での退所となります。(やむを得ない理由により、月途中で退所となる場合は、鋸南町教育委員会へご相談ください。)

また下記に該当することになった場合も保育施設を退所となりますのでご注意ください。

- ① 保育の必要性が認められなくなった場合。
(例：仕事を辞めた、育児休暇を取得した、療養が必要なくなった)
- ② 鋸南町外へ転出をした場合。
- ③ 申込内容に虚偽があった場合。
- ④ 保育を利用する子どもが心身に障害を有し、集団保育に耐えられないと認められる場合。

9 令和 7 年度クラス年齢表

クラスは、入所する時点の年齢ではなく、下記の年齢区分により編成されます。

クラス	生年月日
5 歳児	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
1 歳児	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日
0 歳児	令和 6 年 4 月 2 日～

10 よくある質問Q & A

Q 1. 求職中でも申込みはできますか？

A 1. 申込みは可能ですが、求職中に入所が決定した場合は、入所後90日以内に就職先を決定し、就労証明書を提出していただく必要があります。

Q 2. 入所決定は先着順ですか？

A 2. 先着順ではありません。保育が必要な理由やご家庭の状況などを考慮し総合的に判断して入所決定をします。

Q 3. 申込みをする前に施設の見学を行う必要がありますか？

A 3. 申込み前には必ず施設見学等を行ってください。また、見学を希望する場合は事前に施設へ見学可能日を確認願います。

Q 4. 公立と私立では何が違いますか？

A 4. 入所申込方法や保育料は公立・私立ともに同じですが、サービス内容の違いや教材の購入などで別途料金が発生する場合があります。
詳細は、各保育所等にお問い合わせください。

11 町内保育・教育施設一覧

名 称	住 所	電 話 番 号
鋸南町教育委員会	鋸南町吉浜 516 番地	0470-55-2120
鋸南保育所	鋸南町下佐久間 2481 番地	0470-55-0877
鋸南幼稚園	鋸南町下佐久間 2481 番地	0470-55-2321
鋸南小学校	鋸南町下佐久間 2500 番地	0470-55-0009
鋸南中学校	鋸南町大六 165 番地	0470-55-4111

